

## 個人番号(マイナンバー)の記載等に係る注意点

マイナンバー制度における情報連携の開始に伴い、申請書類にマイナンバーを記載することになりました。記載することで住民票等の添付書類を省略できる場合があります。

### 1. 省略できる書類について

- (1) 住民票の写し
- (2) 区市町村住民税課税(非課税)証明書  
ただし、患者の属する医療保険が被用者保険で住民税が非課税の方又は国民健康保険組合の方は、省略することができません)
- (3) 生活保護受給証明書  
書類を省略される方は、申請時に窓口で申し出ていただくよう、お願いします。

### 2. マイナンバーの記載について 必須です。

- 1 世帯調書にマイナンバーを記載する対象者は、患者の属する医療保険等に応じて下記のとおりとなります。
  - (1) **被用者保険の場合**(健康保険組合、協会けんぽ、共済等)  
申請者及び患者のマイナンバーを記載してください。申請者が被保険者でない場合(父(被保険者)が単身赴任中で母が申請者である場合等)は、被保険者のマイナンバーも記載してください。
  - (2) **国民健康保険の場合**(区市町村、国民健康保険組合)  
申請者及び患者を含む、世帯員全ての方のマイナンバーを記載してください。
  - (3) **生活保護の場合**  
申請者及び患者のマイナンバーを記載してください。

医療保険等の種類	マイナンバーの記載が必要な対象者			
	申請者	患者	被保険者	その他世帯員
被用者保険				×
国民健康保険			-	
生活保護			-	×

- 2 上記対象者(世帯調書にマイナンバーを記載する方)のマイナンバーを確認するため、申請には下記 ~ のうち、いずれかの添付が必要となります。

#### 上記対象者のマイナンバーカード(個人番号カード)の写し

##### 上記対象者の通知カードの写し

デジタル手続法の通知カード廃止に関する規定により、以下の場合には通知カードをマイナンバーの確認書類として使用できません。

- ・令和2年5月24日までに改姓や転居等により変更があり、かつ、令和2年5月24日までに変更手続がとられていない場合
- ・令和2年5月24日以降、改姓や転居等により記載事項に変更があった場合

デジタル手続法施行日以後、個人番号は、通知カードに代わり「個人番号通知書」により通知されることとなりますが、個人番号通知書は、マイナンバーの確認書類としては使用できません。

上記対象者のマイナンバーが記載された住民票又は住民票記載事項証明書(発行から3カ月以内のもの。写しでも可。)

3 提出書類（世帯調書や住民票等）に、対象者以外のマイナンバーが記載されている場合は、申請窓口において不要な方のマイナンバーを削除していただくことをお願いしていますので、ご承知おきください。

4 マイナンバーが記載された申請書類を受付ける場合、申請窓口において、**申請書類を提出する方の身元確認**をさせていただきます。申請書類を提出する方は、以下の確認証 A 又は確認証 B を申請窓口にご提示ください。

申請者が父、提出者が父の場合、父の身元確認証の提示が必要となります。  
申請者が父、提出者が母の場合、母の身元確認証の提示が必要となります。

#### 確認証 A

本人の顔写真、氏名、生年月日又は住所が掲載されている官公署の発行した証、又はそれに類するもの

マイナンバーカード（個人番号カード）、運転免許証（経歴証明書でも可）、旅券（パスポート）、在留カード、住基カード、特別永住者証明書、身体障害者手帳、船員手帳、小型船舶操縦免許証、戦傷病者手帳、海技免状、猟銃・空気銃所持許可証、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特殊電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、検定合格証、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳、官公署がその職員に対して発行した職員証 等のうち、**いずれか1つ**

#### 確認証 B

確認証 A の提示が困難な場合（本人の氏名と、生年月日又は住所が掲載されていることが条件）

年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、ひとり親受給者証、生活保護受給証明書、小児慢性特定疾病医療受給者証、官公署が交付した証 等のうち、**いずれか2つ**

確認証 B のうち、小児慢性特定疾病医療費支給認定更新申請書兼同意書（区から送付されたもの）については、申請者のみ確認証として使用できます。ただし、申請者の変更がある場合は使用できません。

（例）申請者が父から母に変わる場合は確認証として使用できません。

提出者の身元確認につきましては、確認証 A で行うことが原則です。そのため、確認証 B につきましては、確認証 A を所有していない場合のみ使用することができます。

確認証に記載されている住所、氏名又は生年月日について、記載内容と事実と相違がある場合は、変更等をしたことを証明する書類（住所は住民票（住所履歴記載のもの）、氏名は戸籍抄本等）が別途必要です。

5 マイナンバーを記載した申請書類の提出を、申請者本人が行うことができず別の方が行う場合、**申請者から提出者への委任状**が必要となります。

（例）申請者が父、提出者が母の場合、父から母への委任状が必要となります。

6 郵送で申請をする場合、申請者は、**マイナンバーの確認書類のコピー（世帯調書に記載した方）と、確認証 A 又は確認証 B のコピー**を添付する必要があります。添付が無い場合は、申請を受付けることはできません。